

労働基準監督署で把握した  
働き方改革を阻害する取引環境の改善事例

厚生労働省  
平成30年12月13日

労働基準監督署が監督指導を行った結果、事業者による取引環境の改善の取組が図られた事例は、以下のとおり。

### 事例①

- 所在地 静岡
- 従業員 30名
- 業種 運送業

#### 【概要】

- ・ 家電などの配送を請け負う運送事業者
- ・ 労働時間の記録によると、36協定の限度時間を超え、かつ、1か月の拘束時間が最長330時間を超えるなど、複数の自動車運転者に長時間労働

#### 【指導内容】

- ・ 労働基準法第32条違反（労働時間）
- ・ 改善基準告示違反（拘束時間）

#### 【改善の取組】

- ・ 荷主会社と協議を行い、
  - ① 荷主から在庫されていた製品について、一括在庫を改め、あらかじめ配送先ごとに仕分けして在庫してもらうこととし、運転前の仕分け作業を削減
  - ② 荷主の指定先で集荷していた製品について、集荷ルート各指定先の集荷時間を早め、荷待ち時間を縮減⇒ 自動車運転者の総拘束時間が短縮

### 事例②

- 所在地 東京
- 従業員 350名
- 業種 警備業

#### 【概要】

- ・ 警備業務を請け負う事業者
- ・ 防災施設の警備業務に就く警備員14名について、36協定の限度時間を超え、1か月100時間超の残業

#### 【指導内容】

- ・ 労働基準法第32条違反（労働時間）

#### 【改善の取組】

- ・ 親会社に対して、
  - ① 請負代金の値上げ要請と警備配置数の削減について提案
  - ② 警備配置数が過大な業務については、業務委託契約の解約を申し出することにより、業務量の削減と受注単価の改善  
⇒ 警備員の残業時間が短縮

### 事例③

- 所在地 宮城
- 従業員 45名
- 業種 小売業

#### 【概要】

- ・ カット野菜の製造等を行う事業者
- ・ タイムカードによると、36協定の限度時間を超え、1か月100時間超の残業を行う労働者が18名
- ・ 正社員には毎月5万円の固定残業代が支払われているが、残業代が不足

#### 【指導内容】

- ・ 労働基準法第32条違反（労働時間）
- ・ 労働基準法第37条違反（割増賃金）

#### 【改善の取組】

- ・ 親会社に対して、1か月100時間超の残業を行う労働者が多い等の事情を説明の上、同社からのカット野菜の発注量の抑制を要請  
⇒ 野菜のカット加工に従事していた労働者の長時間労働が解消